

水道法（昭和 32 年法律第 177 号）第 25 条の 3 の 2 第 4 項の規定において準用する同法第 25 条の 3 第 2 項の規定により、大阪広域水道企業団阪南水道事業指定給水装置工事事業者の指定を次のとおり更新した。

令和 3 年 7 月 16 日

大阪広域水道企業団企業長 永藤 英機

指定番号	氏名又は名称及び代表者の氏名	住所	指定年月日	有効期間の満了の日
阪南 第11号	ヤマダ住宅設備株式会社 山田 展義	阪南市自然田1296番地の 1	令和 3 年 7 月 16 日	令和 8 年 9 月 29 日
阪南 第46号	株式会社上田設備工業所 上田 博之	岸和田市積川286番地の 5	令和 3 年 7 月 16 日	令和 8 年 9 月 29 日
阪南 第85号	有限会社高月設備 池田 明弘	岸和田市稲葉町753番地	令和 3 年 7 月 16 日	令和 8 年 9 月 29 日